



成年年齢引下げ後のかすみがうら市成人式の
対象年齢及び名称について（答申）

令和3年8月

かすみがうら市社会教育委員会議

答 申 書

令和3年8月6日

かすみがうら市教育委員会 様

かすみがうら市社会教育委員会議

議 長 藤 崎 進

令和2年9月29日付、か教生諮問第3号で諮問を受けました、「成年年齢引下げ後のかすみがうら市成人式の対象年齢及び名称について」につきまして、かすみがうら市社会教育委員会議では、昨今の社会情勢を踏まえ慎重に審議を行いましたので、後述のとおり答申します。

1. はじめに

令和2年9月、かすみがうら市教育委員会から民法の定める成年年齢引下げの決定を踏まえ「成年年齢引下げ後のかすみがうら市成人式の対象年齢及び名称について」の諮問を受けました。諮問では特に答申すべき内容として、改正民法が令和4年4月1日に施行することに伴い、成年年齢が20歳から18歳に引下げられることになり、かすみがうら市成人式開催にあたり、対象年齢及び名称の取り決めについて、検討を行うように求められました。

諮問を受けて、令和2年10月29日に社会教育委員会議を開催し、この諮問の趣旨について説明を受けた後、各委員の意見を集約したうえで、答申の方向性について、一番重要なことは、当事者の意見であるということになり、令和2年12月21日開催、かすみがうら市教育委員会12月定例会にて経過報告を行い、翌年度の令和3年4月30日～5月31日までの期間において、令和4年度に18歳、19歳、20歳となる、市民、1,198名（令和3年4月1日現在）を対象にアンケートを実施し、令和3年6月30日の社会教育委員会議において、アンケート結果を基に慎重に審議を行い、本答申内容を決定しました。

本答申を受けて、かすみがうら市成人式が一層充実し、新成人にとって素晴らしい日になることを期待しております。

【諮問内容】

かすみがうら市社会教育委員会議
議長 藤崎進様

かすみがうら市教育委員会

民法の定める成年年齢引下げの決定を踏まえ、かすみがうら市成人式に係る次の事項について諮問します。

記

1 成年年齢引下げ後の「かすみがうら市成人式」の対象年齢及び名称について

(理由)

改正民法が令和4年4月1日に施行することに伴い成年年齢が20歳から18歳に引下げられることとなります。

このことにより、かすみがうら市成人式開催に当たり、対象年齢及び名称の取り決めについて貴社会教育委員会議に諮問するものです。

2. 答申内容

I 「かすみがうら市成人式」の対象年齢について

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳へ引下げられますが、かすみがうら市における成人式は、当事者（令和4年度に18歳、19歳、20歳）の意見を踏まえ、本市で実施する成人式として、対象とする年齢は、これまで同様、20歳とすることが望ましい。

II 「かすみがうら市成人式」の名称について

当事者（令和4年度に18歳、19歳、20歳）を対象とした、アンケートにおいて、「二十歳（はたち）の集い」、「二十歳（はたち）を祝う会」、「その他」の3つの選択肢を提示し、得票が一番多かった「二十歳（はたち）の集い」にすることが望ましい。

3. アンケート内容

別紙のとおり。

4. かすみがうら市社会教育委員名簿

別紙のとおり。